

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



各国情報レポート

インド

2009 年 5 月 12 日

英国国境庁
各国情報レポート

目次

序文

最新ニュース

2009 年 3 月 17 日から 2009 年 5 月 12 日までにインドで発生した出来事

2009 年 3 月 17 日から 2009 年 5 月 12 日までに発表又はアクセスされたインド情報

節

背景情報

1. 地理.....	1. 01
地図	1. 07
2. 経済.....	2. 01
3. 歴史.....	3. 01
4. 最近の動向.....	4. 01
選挙	4. 04
ムンバイでのテロリスト攻撃-2008年 11 月.....	4. 08
5. 憲法.....	5. 01
6. 政治制度.....	6. 01

人権

7. 序論.....	7. 01
国連条約	7. 05
8. 治安状況.....	8. 01
9. 治安部隊.....	9. 01
警察	9. 01
中央警察予備隊 (CRPF)	9. 03
逮捕・拘禁の濫用	9. 05
拷問	9. 07
超法規的殺害	9. 13
刑事免責	9. 15
陸軍	9. 17
濫用的逮捕・拘禁	9. 20
拷問	9. 23
超法規的殺害	9. 24
その他の政府組織	9. 27
準軍隊	9. 27
不服申し立ての方法	9. 29
全国人権委員会	9. 29
10. 兵役.....	10. 01
11. 反政府武装グループによる虐待.....	11. 01
拷問	11. 05

本 COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。
直近の出来事やレポートに関する更なる簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節をご参照ください。

12. 司法.....	12. 01
組織.....	12. 01
最高裁判所.....	12. 02
高等法院.....	12. 03
ファーストトラック方式法廷.....	12. 05
国民裁判所.....	12. 07
独立.....	12. 08
公正な裁判.....	12. 09
法的扶助の提供.....	12. 15
刑法.....	12. 16
刑事訴訟法.....	12. 19
13. 逮捕および拘禁—法的権利.....	13. 01
陸軍特別権限法 (AFSPA).....	13. 04
国家安全法.....	13. 06
テロリズム防止法/不法活動防止法.....	13. 07
ジャンムー・カシミール州.....	13. 08
AFSPA.....	13. 08
公共安全法.....	13. 09
14. 刑務所の状況.....	14. 01
15. 死刑.....	15. 01
16. 所属政党.....	16. 01
政治的表現の自由.....	16. 01
結社・集会の自由.....	16. 02
反対グループおよび政治活動家.....	16. 04
武装反対グループ.....	16. 05
ジャンムー・カシミール州.....	16. 05
ナクサライト(毛沢東主義者)/種族グループ.....	16. 06
17. 言論の自由・報道の自由.....	17. 01
ジャーナリストの取り扱い.....	17. 08
18. 人権団体、組織、および活動.....	18. 01
19. 汚職.....	19. 01
20. 宗教の自由.....	20. 01
序論.....	20. 01
異宗教間婚姻.....	20. 08
宗教的緊張.....	20. 10
改宗.....	20. 16
イスラム教.....	20. 22
グジャラートの暴動(2002 年).....	20. 27
キリスト教.....	20. 31
その他の宗教グループ.....	20. 37
シーク教徒とパンジャブ.....	20. 38
シーク教および歴史的背景.....	20. 38
パンジャブでの軍事的暴力.....	20. 44
パンジャブでの人権への懸念.....	20. 47
治安部隊員の迫害.....	20. 48
パンジャブ州人権委員会.....	20. 52
シーク教徒の国内転居.....	20. 53
21. 民族グループ.....	21. 01

本 COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。

直近の出来事やレポートに関する更なる簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節をご参照ください。

ダリット	21.05
22. レズビアン、ゲイ、同性愛、およびトランスジェンダー	22.01
法的権利	22.01
社会的考え方および政府の見解	22.02
レズビアン	22.09
トランスセクシャルグループ/トランスジェンダーグループ	22.10
LGBT コミュニティの支援を受けたグループ	22.12
23. 身体障害	23.01
24. 女性	24.01
概要	24.01
社会・経済的指標	24.09
法的権利	24.11
政治的権利	24.13
政治における女性	24.13
社会・経済的権利	24.14
職場における女性	24.14
男女不均衡－女兒殺し	24.17
婚姻と離婚	24.23
結婚持参金	24.27
女性に対する暴力	24.31
ドメスティック・バイオレンス	24.31
社会的暴力	24.36
レイプ	24.42
女性援助組織	24.48
女性の健康	24.56
出産前後の介護	24.56
精神衛生サービス	24.59
25. 子供	25.01
概要	25.01
立法と政府の政策	25.05
児童結婚	25.08
児童虐待	25.10
児童労働	25.12
教育	25.18
子供の介護	25.21
孤児院	25.24
健康問題	25.27
26. 人身売買	26.01
27. 医療問題	27.01
治療および薬品の利用可能性の概要	27.01
HIV/AIDS -抗レトロウイルス療法	27.09
がん治療	27.14
腎臓透析	27.15
精神衛生	27.16
28. 人道的問題	28.01
29. 移動の自由	29.01
30. 移動の自由 (IDP)	30.01
救援キャンプ	30.02

本 COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。

直近の出来事やレポートに関する更なる簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節をご参照ください。

子供の国内避難民	30.04
31. 外国難民.....	31.01
32. 市民権および国籍.....	32.01
入国/出国手続き	32.04
33. 偽造・詐欺的方法により取得した公文書.....	33.01
34. 雇用の権利.....	34.01

付録

- 付録 A - 主要な出来事の年表
- 付録 B - 政治組織
- 付録 C - インド政府指定テロリスト/反乱軍
- 付録 D - その他の組織/反乱軍/過激派グループ
- 付録 E - 重要人物(過去および現在)
- 付録 F - 略語リスト
- 付録 G - 引用資料の参照

本 COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。
直近の出来事やレポートに関する更なる簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節をご参照
ください。

序文

- i. この各国情報レポート (COI レポート) は、庇護/人権決定プロセスに關与する職員が使用するために英国国境庁 (UKBA) の COI サービスが作成したものである。本レポートは、英国でなされた庇護/人権申請で最も取り上げられることが多い問題についての一般的な背景情報を提供するものである。本レポートには、2009 年 3 月 17 日時点までに入手可能な情報が含まれている。「最新情報」の節には、2009 年 3 月 17 日から 5 月 12 日までにアクセスした出来事およびレポートについての簡潔な情報が含まれている。本レポートは 5 月 12 日に発行されたものである。
- ii. 本レポートは、多岐に渡る著名な外部情報提供者が作成した資料を包括して編集したものであり、UKBA の見解や方針は含まれていない。本文全体を通じて、本レポート中の情報はすべて原資料からの抜粋であり、庇護/人権決定プロセスにおいて業務を行う者の利用のために提供されているものである。
- iii. 本レポートは、庇護および人権の適用において取り上げられる主要な問題に焦点を当て、原資料の簡潔な概要を提供することを目的とするものであって、詳細な、または包括的な調査を意図するものではない。より詳細な内容については、關連する原資料に直接、目を通されたい。
- iv. COI レポートの構造と様式は、UKBA 決定権者の利用法を反映するとともに、特定の問題に關する情報への迅速な電子的アクセスと、目次を使用して必要とされる主題に直接に到達することを要求される情報提供官の要望にかなうものとなっている。重要な問題は通常、対象節においてある程度掘り下げて記載されているが、その他の節においても簡潔に参照されている場合がある。したがって、本レポートの構造上、重複は避けられない。
- v. この COI レポートに記載されている情報は、原資料からの出典が確認された情報に限定されている。特定のトピックについて、關連するあらゆる情報を取り上げるよう努力したつもりであるが、關連情報のすべてを得ることは必ずしも可能ではない。このような理由で、本レポートに含まれている情報については、実際に言及されている以上のものが存在すると解釈してはならない。例えば、特定の法律が可決されたという事実は、特に記載のない限り、施行されているものと解釈してはならない。

この COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに關する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

- vi. 上記のとおり、本レポートは相当数の信頼できる情報提供者が作成した資料を整理したものである。本レポートの編集にあたり、複数の原資料に記載されている情報間の矛盾を解決するための試みはなされていない。例えば、複数の原資料には個人、場所、その他政党等の名前やスペルについて、複数のバージョンが含まれていることがある。C0I レポートではスペルを統一することはせず、原資料に使用されているスペルを忠実に反映することにした。同様に、複数の原資料に記載されている数字が異なっていることがあるが、単純に原文に従い引用している。「原文ママ」という用語は、本書においては、引用された文に不正確なスペルや誤謬があることを示すためにのみ使用されており、資料の内容について解説したものではない。
- vii. 本レポートは、実質上、過去 2 年間に発行された原資料に基づいて作成されている。ただし、これよりも古い原資料も含まれている。直近の資料では入手できない関連情報が含まれているからである。すべての情報源には、本レポートが発行された時点で関連性があると考えられる情報が含まれている。
- viii. この C0I レポートおよび添付の原資料は、公表されている。すべての C0I レポートは、内務省のウェブサイトの RDS セクションにおいて公表されており、本レポートの原資料の大半は、簡単に入手することができる。本レポートで特定されている原資料は電子的フォーマットにより入手可能であり、関連リンクおよびリンクがアクセスされた日付も含まれている。官公庁や有料のサービス業者が提供する文書のようにアクセスが難しい原資料のコピーは、請求があれば C0I サービスから入手することができる。
- ix. C0I レポートは庇護受入国(上位 20 ヶ国)において定期的に発行されている。C0I の重要文書は、業務上の必要性に基づいて下位の庇護受入国においても作成されている。UKBA の職員は特定の照会に関して、何時でも情報請求サービスにアクセスすることができる。
- x. 本 C0I レポートの作成に当たり、C0I サービスは入手可能な原資料の正確かつ公平な概要を提供するように努めた。本レポートに関するコメント又は追加的な情報源について示唆等があれば、下記のとおり UKBA まで連絡いただければ幸いである。

英国、クロイドン CR9 3RR

36 ウェルズリー通り

アポロハウス

英国国境庁

この C0I レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

各国情報サービス

Eメール : cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト : http://homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国別情報に関する勧告パネル

- xi. 独立組織である国別情報に関する勧告パネル (APCI) は、UKBA の各国情報資料の内容について、内務大臣に勧告を行う目的で 2003 年に設立された。APCI は、相当数の UKBA レポートを検討し、ウェブサイト (www.apci.org) においてその結果を発表した。2008 年 10 月以降、APCI の作業は UKBA の主席検査官が指揮した。

この COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

最新ニュース

2009 年 3 月 17 日から 2009 年 5 月 12 日までにインドで発生した出来事

5 月 7 日 カシミールのスリナガルで政府軍と多数の抗議者が衝突した。その他の場所においても衝突が発生し、東部西ベンガル州でも死者が出た。

インド・カシミールでの選挙で衝突、抗議、2009 年 5 月 7 日

http://article.wn.com/view/2009/05/07Clashes_in_indian_Kashmir_violence_in_W_Bengal_mar_votingas

アクセス日 2009 年 5 月 11 日

国政選挙の第 4 段階で投票が終了。投票はパンジャブ、西ベンガル、および首都圏デリーを含む北西インドの大半の地域で実施された。西ベンガルでは衝突による大きな暴力事件が数件発生し、2 名が死亡、15 名が負傷した。

インド選挙のデリーでの動向。2009 年 5 月 11 日

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8035690.stm

アクセス日 2009 年 5 月 11 日

5 月 2 日 グジャラート州で多数のイスラム教徒が殺害されてから 7 年後に、14 件の未解決事件の審理のためファーストラック方式（迅速審理方式）の法廷が設置された。インドのイスラム教徒の殺害事件を審議するために設立された裁判所。2009 年 5 月 2 日

<http://www.independent.co.uk/news/world/asia/trubunals-set-up-to-examine-slaughter-of-indian-musilims-1677666.html>

アクセス日 2009 年 5 月 7 日

4 月 30 日 投票の第 3 ラウンドが終了。投票者は夏の暑さの影響を受けた。選挙戦を争った著名な候補者は、我が国は別の連立政府樹立へ向かっていることを認めた。

連立会談中にインドの選挙第 3 ラウンドが実施された。2009 年 4 月 30 日

http://thaindian.com/newsportal/politics/third-round-of-indian-election-ends-amid-coalition-talk-roundup_100186686.html

アクセス日 2009 年 5 月 7 日

4 月 23 日 選挙の第 2 ラウンドが行われ、12 の州の 120 の選挙区で投票が実施された。投票はおおむね平穏に行われた。

インドで選挙の第 2 ラウンドが実施 2009 年 4 月 23 日

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8013039_stm

アクセス日 2009 年 5 月 7 日

インド選挙のデリーでの動向

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8035690_stm

アクセス日 2009 年 5 月 11 日

- 4 月 22 日 2008 年 11 月に発生したムンバイでの攻撃に関連して起訴された男(テロリストのうち生存者は1名)の裁判が、被告弁護士に準備期間を与えるため延期された。ムンバイ攻撃の裁判が弁護士の申立てにより延期された。2009 年 4 月 22 日

http://news.yahoo.com/5/aip/20090422/wl.sthasia_afo/indiattackstrial/online

アクセス日 2009 年 5 月 7 日

毛沢東主義者の反乱軍が列車の乗客 300 人を約 5 時間、人質に取ったが、その後解放した。この事件は、ニューデリーから約 900 キロメートル離れた場所で発生した。

反乱軍、ハイジャックしたインドの列車を解放 2009 年 4 月 22 日

<http://www.cbc.ca/world/story/2009/04/22/india-train-hostages.html>

アクセス日 2009 年 5 月 7 日

- 4 月 16 日 インドの選挙の第 1 ラウンドが実施され、17 の州および連邦直轄地において 1 億 2400 万人が投票した。毛沢東主義者の暴力により、数ヶ所で手続きが妨害され、少なくとも 17 人が死亡した。

下院議会投票の第 1 ラウンド中に 17 人が死亡。2009 年 4 月 16 日

http://timesofindia.indiatimes.com/17_killed_during_first_phase_of_polling_for_LS/articleshow/4410665.cms

アクセス日 2009 年 4 月 16 日

- 4 月 15 日 150 を超える武装グループ、ナクサライト(毛沢東主義者)がビハール州ロータス区のキャンプで国境治安部隊(BSF)を攻撃した。この攻撃は、5 時間の銃撃戦の後、BSFの隊員と警察によって撃退された。

BSFの隊員、ナクサライトによるロータスのキャンプ攻撃を撃退。2009 年 4 月 15 日

<http://www.breakingnewsonline.net/2009/04bsf-jawans-repulse-naxal-attack-or.html>

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

アクセス日 2009 年 4 月 15 日

- 4 月 13 日 オリッサ州ダマジョディにあるNALCO社パンチパトマリボーキサイト鉱山で、武装した毛沢東主義者と治安部隊の隊員との間で 10 時間に及ぶ銃撃戦が行われ、毛沢東主義者は逃走した。鉱山内に 100 人を超えるNALCO社の従業員が閉じ込められたが、中央産業治安部隊および特別作戦グループの隊員によって解放された。NALCO社事件が終結し、人質解放。11 人のCISF隊員、4 人のイスラム教徒が殺害された。2009 年 4 月 13 日

<http://www.breakingnewsonline.net/2009/04/nalco-encounter-ends-hostages-freed-8.html>

アクセス日 2009 年 4 月 15 日

- 4 月 6 日 グワハティのマリガオン地域において強力な爆発が発生し、少なくとも 6 人が死亡、30 人以上が負傷した。この事故は、シン首相がジブルガルを訪問する前日に発生した。

首相訪問前にグワハティのマリガオンで爆発が発生、6 人が死亡。2009 年 4 月 6 日

<http://www.breakingnewsonline.net/2009/04/blast-inmaligaon-guwahati-ahead-of.html>

アクセス日 2009 年 4 月 15 日

- 3 月 24 日 アッサムの日刊紙「アジ」の主席編集者のアニル・マジュムダルがアッサム州グワハティ、ラジガルの自宅で射殺された。同氏は、怖いもの知らずの偏見のない記者として知られていた。

アッサムの日刊紙主席編集者がグワハティで射殺。2009 年 3 月 24 日

<http://www.breakingnewsonline.net/2009/03/editor-in-chief-of-assamese-only-shot.html>

アクセス日 2009 年 4 月 16 日

- 3 月 22 日 カシミール州スリナガルのクプワラ区で、陸軍少佐および数人の兵士を含む少なくとも 10 人が、治安部隊と過激派との間の銃撃戦で死亡した。

クプワラの銃撃戦で、陸軍少佐、3 人の陸軍兵士、6 人の過激派が死亡。2009 年 3 月 22 日

<http://www.breakingnewsonline.net/2009/03/kupwara-firing-major-army-jawans-and.html>

この COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

アクセス日 2009 年 4 月 16 日

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。
直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

2009 年 3 月 17 日から 2009 年 5 月 12 日までに発表又はアクセスされたインド情報

ワールドレポート 2009 年度版、国境なき記者団 (2009 年 5 月 1 日)

http://www.rsf.org/article.php3?id_article=30988

アクセス日 2009 年 5 月 7 日

米務省、テロリズム、南・中央アジアの概要に関する国別レポート (2009 年 4 月 30 日)

<http://www.state.gov/s/ct/rls/2008/122434.htm>

アクセス日 2009 年 5 月 7 日

フリーダムハウス、ネット上の自由：インターネットとデジタルメディアの自由に関する
グローバル評価のインド 2009 年度版 (2009 年 3 月 30 日公開)

<http://freedomhouse.org/template.cfm?page=384&key=208&parent=19&report=79>

アクセス日 2009 年 5 月 7 日

**目次に戻る
情報提供者のリストへ進む**

背景情報

1. 地理

- 1.01 インド共和国は、ジャンムーおよびカシミールの全体を含む、3,287,263 平方キロメートルの面積を有する。カシミールはインドとパキスタンによって分割されている地域である（ヨーロッパ世界オンライン）。[1]（面積と人口） インドは、北西部でパキスタン、北東部でビルマ（現ミャンマー）、東部でバングラデシュと国境を接している。チベット、ブータン、およびネパールが北部に隣接している（ヨーロッパ世界オンライン）。[1]（所在、気候、言語、宗教、国旗、首都）。
- 1.02 インドの人口は、2007 年現在、11 億 4 千万人と推定され、そのうち都市の人口は 27.8 パーセントに相当する。インドは世界の土地面積の 2.4 パーセントしか占めていないものの、世界の人口の 15 パーセント超を占めている。人口増加率は年率で 1.4 パーセントである。首都はニューデリーである（2001 年国勢調査の結果では人口 1280 万人）。その他の主要な都市にムンバイ（旧ボンベイ。1640 万人）、コルカタ（旧カルカッタ。1320 万人）、チェンナイ（旧マドラス。640 万人）、バンガロール（570 万人）、ハイデラバード（550 万人）、アーメダバード（500 万人）、プネ（400 万人）がある。（米務省のインド背景ノート、2009 年 1 月更新） [2a]
- 1.03 28 の州と 7 つの連邦直轄地が存在する。州の構成は次のとおり。アーンドラ・プラデーシュ州、アルナーチャル・プラデーシュ州、アッサム州、ビハール州、チャットーガスガル州、ゴア州、グジャラート州、ハリヤーナー州、ヒマールチャル・プラデーシュ州、ジャンムー・カシミール州、ジャールカンド州、カルナータカ州、ケーララ州、マディヤ・プラデーシュ州、マハラシュトラ州、マニプル州、メーガーラヤ州、ミゾラム州、ナガランド州、オリッサ州、パンジャブ州、ラージャスターン州、シッキム州、タミル・ナードゥ州、トリプラ州、ウットル・プラデーシュ州、ウッタラーカンド州、西ベンガル州。インド政府ウェブサイト、更新版） [24e]
- 1.04 連邦直轄地の構成は次のとおり。アンダマン・ニコバル諸島連邦直轄地域、チャンドーガル連邦直轄地域、ダンドラー及びナガル・ハヴエーリー連邦直轄地域、ダマン・ディーウ連邦直轄地域、デリー首都圏、ラクシャディープ連邦直轄地域、ポンディシェリ連邦直轄地域。インド政府、州と連邦直轄地、更新版） [24e]

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

- 1.05 インドの国語はヒンドゥー語であり、人口の 30 パーセントの母国語となっている。英語は「準国語」であるが、国家的、政治的、および商業的なコミュニケーションにとって最も重要な言語となっている。(CIA ワールド・ファクトブック、2009 年 2 月 5 日) [35] 外務英連邦省 (FCO) のインドカントリープロフィール (2008 年 11 月 27 日更新) には、次のような記載がある。「インドの公用語はデベナガリ文字で書かれたヒンドゥー語である。…このほかに 18 の主要な地域言語が存在し、公式の州言語として採用されている」。

(言語に関する更なる詳細は情報源を参照 [93a] 世界の民族言語ーインドの言語)

- 1.06 CIA ワールド・ファクトブック (2009 年 2 月 5 日更新) に記録されている 2000 年の推定によれば、インド最大の民族グループはインドアーリア人 (72 パーセント)、次にドラヴィダ人 (25 パーセント)、モンゴル人その他 (3 パーセント) となっている。人口の 80.5 パーセントがヒンドゥー教徒であり、13.4 パーセントがイスラム教徒、2.3 パーセントがキリスト教徒、1.9 パーセントがシーク教徒である。その他の宗教グループは合計で 1.9 パーセントとなっている。 [35]

20.01ー民族グループ参照

目次に戻る
情報提供者のリストへ進む

地図

1.07

南アジア

地図アリ

<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/seasia.pdf>

[6c]

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。
直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

地図アリ



「インド調査隊長の許可を得て、調査マップを使用した。インドの領海は適切なベースラインから測定した 12 海里離れた海域に及んでいる。この地図に示されているメーガーラヤの境界は、1971 年北東地域（再組織）法に基づいて解釈したものであるが、未確認である」。

©インド政府、1996 年

インド政府：インド州および連邦直轄地 1991 年[24d]

言語と少数宗教のマップ：

http://www.lib.utexas.edu/maps/middle_east_and_asia/india_lang_1973.jpg

インドの宗教マップ

http://www.lib.utexas.edu/maps/middle_east_and_asia/india_religions87.jpg

目次に戻る
情報提供者のリストへ進む

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

2. 経済

2.01 CIA ワールド・ファクトブック (2009 年 2 月 5 日更新) には、次のような記載がある。

「インドの多様な経済には、伝統的な農村農業、近代農業、手工業、様々な近代産業、そして多数のサービス業が含まれている。サービス業は経済成長の主要な源泉であり、従事する労働力は全体の 3 分の 1 未満であるが、インドの生産高の半分以上を占めている。労働力の約 5 分の 3 が農業に従事しており、統一進歩連合 (UPA) 政権は経済改革パッケージを打ち出している。このパッケージには、農村貧困層の生活改善と経済的景気を上昇させるための基本的なインフラストラクチャーの開発が含まれている。UPA 政権は、外国取引や外国投資に対する統制を軽減した。外国直接投資に対する大きな制限は、電気通信等のいくつかの重要な部門において認められる。しかし、農業等の微妙な領域における関税障壁の存在、経済改革がじわじわと進行していることにより、インドの広大で、成長の止まない市場に対する外国からのアクセスが妨げられている。国有産業の民営化は停止されたままで、政治的な議論の対象となっている。UPA 政府内やその左翼戦線同盟からの大衆主義的圧力が、必要なリーダーシップの発揮を妨げているのである。1997 年以降の 10 年間で 7% 以上の平均経済成長率を記録し、貧困が 10 パーセント程度減少した。インドは、2006 年に 8.5% の GDP (国内総生産) を達成し、製造生産高を著しく増加させた。インドは、英語に習熟した数多くの高学歴の人間に対し投資しており、彼らがソフトウェアサービスの主要な輸出者、ソフトウェア労働者となることが期待される。経済の拡大は、ニューデリーによる連邦財政赤字の削減に貢献した。しかしながら、消費者金融が容易であることや不動産騰貴を背景とした急成長により、2006 年および 2007 年にインフレの懸念が再燃した。その結果、中央銀行の金利が上昇して、貸付額を鈍化し、インフレの懸念は弱まった。巨大な、しかも増え続ける人口が、基礎的な社会・経済的、環境的な問題となっている」。

2.02 農業部門はインドの国内総生産 (GDP) のわずか 17.8% に過ぎないが、工業・サービス部門はそれぞれ GDP の 29.4%、52.8% を占めている (2007 年推計)。2003 年のインドの労働力の大半 (60%) が農業に従事していたが、工業が 12%、サービス業が 28% であった。インドの主要産業は繊維、科学、食料加工、鋼鉄、輸送、設備、セメント、鉱業、石油、機械、およびソフトウェアの製造である。重要な農業製品には米、小麦、脂肪種子、綿、ジュート、紅茶、サトウキビ、ジャガイモ、牛、水牛、羊、山羊、家禽、魚がある。(CIA ワールド・ファクトブック。2009 年 2 月 5 日)

2.03 2008 年度の GDP 成長率は 7.3% (推定) であった。(CIA ワールド・ファクトブック。2009

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

年 2 月 5 日) [35]

2.04 XE.com では、2009 年 5 月 11 日に、英国ポンドに対し 74.52 インドルピーを記録した。[106a]

2.05 2009 年 5 月のエコノミスト・インテリジェンス・ユニット・カントリープロフィール(インド)には、次のような記載がある。

「1990 年代初頭にインドは経済改革(直近のラウンド)に着手し、それ以降、以前よりも安定的な経済成長を遂げ、過去 10 年間と比べて高い平均成長率を達成した。過去 10 年間においては国内重視の、社会主義者的志向の政策により、生産性が阻害され、インド経済は年率約 3%という、いわゆるヒンドゥー成長率に閉じ込められていた。実質 GDP 成長率は 2003/04 年以降、毎年 8%を超え、2006/07 年にはピークに達し、9.7%となった。改革プロセスが経済をより強固な成長軌道へと推し進めているものの、経済の急成長、強い国内需要、堅固な国内投資、および多額の外国取引・投資により、不可避的な循環不景気や一貫性を欠く改革の実施にもかかわらず、経済は将来も良好なパフォーマンスを維持するであろう」。[16b]

目次に戻る
情報提供者のリストへ進む

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

3 歴史

3.01 CIA ワールド・ファクトブック (2009 年 2 月 5 日更新) には、以下のように記録されている。

「19 世紀までは、英国がほぼインド全土に対し政治的支配を確立していた。英国陸軍内のインド陸軍は第 1 次・第 2 次世界大戦において重要な役割を演じた。モハンダス・ガンジーとジャワハルラール・ネルー率いる英国植民地に対する非暴力抵抗運動の結果、1947 年にインドは独立した。インド亜大陸は非宗教的国家のインドと、小さなイスラム国家であるパキスタンに分割された。1971 年に二国家間で第 3 次戦争が起こり、その結果、東部パキスタンが独立国家たるバングラデシュとなった。1998 年にインドが核実験を実施し、同年にパキスタンも核実験を行った。経済投資や生産高が飛躍的に成長したものの、インドは著しい人口増加、環境悪化、広範な貧困、そして民族的・宗教的闘争等の差し迫った問題に直面している。[35]

3.02 インドの歴史に関しては、ほかにも下記の情報源から情報を得ることができる。

BBC ニュース : http://new.bbc.co.uk/1hi/world/south_asia.default.stm

米国議会ライブラリー、各国研究 : <http://lcweb2.loc.gov/fr/cs/intoc/html>

米務省の背景的ノート : インド (2008 年 1 月更新)

<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/3454.htm>

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

4 最近の動向

4.01 フリーダムハウスのレポート「世界の平和-インド 2008 年」では、次のように述べてられている。

「2007 年、与党国民会議派率いる連立与党は州選挙で敗北し、主要な政策問題について左翼政党からの反対に直面し、早期国政選挙の実施を迫られた。2007 年 2 月と 8 月にイスラム過激派が爆弾テロを起こし、数十人の市民が死亡したが、同年中[2007 年]にパキスタンとの和平交渉が実施された。2002 年に発生したグジャラートでの宗教間暴力の犠牲者のための裁判の実施は、地方の活動家や弁護士、最高裁、および国家人権委員会の継続的な努力にもかかわらず、進展は見られなかった。同年には、イスラム教反乱者の運動および分離主義者の暴力の結果、インドの部族帯の相当数の州、特にチャッティースガル州および北東部において、不法行為と人権侵害行為が蔓延した」。

[43a]

4.02 2008 年 7 月から 2009 年 3 月までの間に、ブレーキングニュースオンライン、BBC、Rediff. com、ロイター、およびインドの Election. com が報じた、最新のインドに関する出来事については、以下のものが特に重要である。

- 7 月 1 日ーカシミールのイスラム教徒の大半の圧力に屈し、ジャンムーおよびカシミール政府はアマルナートの土地移転命令を取り消した。ジャンムー州でも暴力的抵抗があった。[71b]
- 8 月 8 日ーモンスーン雨により何百万人もの人々が家を失い、コシ川の主な経路の変更が行われた。数十人が死亡し、2 百万人以上が難民となった。[32aa]
- 8 月 23 日ーVHP(世界ヒンドゥー評議会)のリーダーであるスワミ・パラマナンダ・サラスヴァティがオリッサ州のカンダマルで殺害された。[94b]
- 11 月 26 日ームンバイの同時多発テロ事件で 60 人が死亡、200 人が負傷した。[94a]
- 12 月 28 日ージャンムー・カシミール合同選挙の結果が発表された。JKNC が 28 議席を獲得し、PNP が 21 議席を獲得した。[14b]
- 2 月 10 日ービハールでのイスラム教徒反乱軍による攻撃で、10 人の警察官が死亡した。
- 2 月 20 日ー警察が、分離主義者の指導者シャビル・シャーの解放を求める抗議者と衝突した。シャビル・シャーは、カシミールのインド支配に反対する抗議の後、2008 年に拘禁された。[98a]

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

- 4.03 インドにおける最近の動向については、ほかにも下記の情報源から情報を得ることができる。

BBCニュース : http://new.bbc.co.uk/1hi/world/south_asia.default.stm

レリーフウェブ

<http://www.reliefwe.int/rw/dbc/nsf/doc104?OpenForm&rc=3&cc=ind>

南アジア・テロリズム・ポータル、2009 年 1 月 1 日までに発生した治安上の事故のタイムライン:

<http://satp.org/satporgtp/countries/india/timeline/index.html>

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

選挙

- 4.04 次期選挙に関する BBC の記事 (2009 年 3 月 30 日付) において、4 月 16 日から 5 月 13 日までの期間に 5 段階にわたって投票が行われ、投票結果は 5 月 16 日に発表されるとの記載がある。選挙が実施される州の中でも、以下が重要である。

ウッタール・プラデーシュ州—インドで最も人口が多い州。現在、カースト制度に基礎をおく 2 つの政党 (大衆社会党=BSP) および社会党が支配している。BSP は、2007 年の完全勝利が再び起きることを狙っている。指導者のマール・ワティールは汎インド主義の指導者となる野心を持っている。

ビハール州—最も貧困、かつ不法が蔓延している州のひとつ。2 つの地方政党、国民党 (国民会議派と関係がある) とジャナタ・ダル統一派 (BJP と関係がある) が有力である

タミル・ナドゥ州—経済的に最も発展し、政治的に安定している州のひとつ。主な出馬政党はドラヴィダ進歩党と全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩党である。

アーンドラ・プラデーシュ州—この州は貧富の差が激しい。貧困地帯であるテランガナ地域では分離主義運動も存在する。州・連邦選挙がここで実施されており、国民会

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

議派と共産主義者が支援するテレグデサム党の連立野党が議席を獲得する模様である。

オリッサ州－かつて連立で与党を組んでいたビジュ・ジャナタ・ダル(BJD)と BJP との間で近年、分裂があったため、3つの政党が争う選挙戦が展開される予定。出馬政党にはもちろん国民会議派も含まれている。

マハラシュトラ州－この州では治安が主要な問題となっている。特別地域首相と特別地域首相補は、ムンバイ攻撃の後、失策により辞職を余儀なくされた。国民会議派は選挙前同盟を結成し、シャラド・パワル率いる民族主義会議党と議席共有協定を結んだ。

西ベンガル州－30 年以上にわたって左翼連立が同州を支配してきたが、今回は野党が過半数を獲得する予定である。特別地域首相が大規模な工業プロジェクトのため農地取得を促進し、過去において忠実だった農村部貧困層の支持を失った。

グジャラート州－国民会議派は 2007 年の州選挙において強力に選挙運動を展開したが、BJP に敗れている。BJP の指導者である LK アドバニは高齢であり、特別地域首相のナレーンドラ・モーディーがその後継者と予想されている。[32ab]

4. 05 BBC は、2009 年 3 月 30 日、次期選挙に関するガイドを発表した。このガイドには投票がおこなわれる場所および関係者についての詳しい記述がある。出馬政党に関しては、この記事に次のような記載がある。「政権を争う 2 つの連立が存在する。過去 5 年間政権を担当してきた統一進歩連合 (UPA) と野党の国民民主連盟 (NDA) である。UPA は国民会議派が率いる政党であるが、……主要政党は、「第三前線」を結成のため連立した左翼政党と地域政党からなる連立の圧力を受けている。[32ac]

4. 06 主要な問題に対し、この記事は以下のように続けている。

「投票者は、過去 5 年間の国民会議派の政策について判断しようとしている。この政策には、22 億ドル(16 億ルピー)の農村部雇用保障プログラム(おそらくは世界で最も大規模な計画)や情報法に係る画期的な権利が含まれている。

「2 度目の電子投票が実施されるであろう。国民会議派は、その任期中の迅速な経済成長、社会政策への投資、および国内の強力なインフラストラクチャーの達成を指摘するであろう。しかし、経済成長は過去に頭打ちし、失業や物価上昇が投票者の心理に

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

影響するであろう。

「BJP/NDA は、2008 年 11 月のムンバイ攻撃の余波の中、インド国内の治安状況を重視し、政府はテロリズムの取締りに対し無能であったと主張するであろう。

「野党は、経済改革が一向に進まないことについて国民会議派を批判し、マンモハン・シン首相は無能であり、国民会議派党首のソニア・ガンジーの言いなりになっていると主張している」。^[32ac]

4.07 今後起こり得る結果について、記事は次のように締めくくっている。

「インド政治の細分化が進行し、地域政党がますます影響力を有する中、国民会議派および BJP 率いる両連立は問題に直面し始めた。「選挙が近づく中、どちらの陣営も特に強力には見えない」「そして、両者とも、地域の連合を通じて自らの立場を強化しようと躍起になっている」とオブザーバーは指摘する。

「この 2 つの主要な連立が圧倒的多数で勝利できなかったとき、地方の左翼政党が重要な役割を演じることになるであろう。第三前線は、単独で政権を取ろうとするかもしれない。前回選挙以降に行われた大規模な選挙区の変更により、結果を予想することが困難となった」。^[32ac]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

ムンバイでのテロリスト攻撃—2008 年 11 月

4.08 2008 年 11 月 26 日および 27 日に、インドのムンバイでテロ攻撃が多数発生した。ムンバイ（旧ボンベイ）はアラビア海に面したマハラシュトラ州にある港町で、推定人口は 1200 万人強である。（フォーリングレイン、2008 年 12 月 4 日）^[99a]

4.09 この攻撃は、ムンバイ市内の下記の複数の場所において発生した。

トライデント・オベロイ・ホテル（少なくとも 30 人が死亡）

チャバド・ハウス・ジュエイス・センター（少なくとも 5 人が死亡）

レオパルド・シネマ（少なくとも 20 人が死亡）

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

メトロ・シネマ

カマ病院(少なくとも 7 人が死亡)

チャトラパティ・シバジ駅(少なくとも 50 人が死亡)

警察本部

タージマハールホテル(少なくとも 50 人が死亡)

GT 病院

ビル・パリエとドックヤードロードで 2 件のタクシー爆発が発生(ザ・インデペンデント紙、2008 年 11 月 29 日) [100a]

- 4.10 この攻撃の唯一の容疑者であるモハメド・アジュマル・アミル・イマンの裁判が開始された。彼は、「非合法のパキスタン武装グループであるラシュカレトイバに所属していると言われ、対戦攻略、殺人、殺人未遂、および誘拐等の罪で起訴された。…イマン(別名カサブ)、死亡した 9 人の実行犯、およびその他 35 人のラシュカレトイバのメンバーが、ムンバイとインド国内の…の都市と人間に対する共謀の罪で起訴されている。2 人のインド人…もこの武装グループに対し、攻撃実行前の物理的幫助を行った罪で起訴され、現在公判中である」。(Aljazeera.net、2009 年 4 月 15 日)。(62a]
- 4.11 審理手続き開始後間もなく、被告弁護人が解任され、昨日、この唯一の容疑者に対する裁判スケジュールに遅延が発生した。(タイムズオンライン、2009 年 4 月 16 日) [104a]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

5 憲法

5.01 インド政府のウェブサイト(2007 年 11 月 15 日アクセス)には、インド憲法は 1949 年 11 月 26 日に採択されたという記載がある。インド憲法の前文においては、以下の憲法の構成が確定されている。

- 「主権をもつ宗教的に中立な社会主義的民主共和国で、すべての市民に対し以下の事項を保障する。
- 社会的、経済的、および政治的正義
- 思想の自由、表現の自由、信条の自由、信仰の自由、および崇拝の自由
- 地位と機会の平等
- 友愛、個人の尊厳の保障、国家の統一と統合を、
- 市民の間で促進する。[24c]

5.02 インド憲法の基本的人権の節(第 3 部第 12 条から第 35 条まで)(2004 年 9 月 25 日アクセス)において、市民の権利には以下のものが含まれると記載されている。

- 平等の権利：法の下での平等、宗教、人種、カースト、性別又は出生場所を理由とした差別の禁止、公的雇用事項に関する機会の平等、および不可触民と称号の禁止
- 自由権：言論・表現の自由、生命および人身の自由の保護、逮捕および拘禁からの保護
- 搾取に対抗する権利：人身売買、強制労働、および児童労働の禁止
- 宗教の自由に関する権利
- 文化的、教育的権利：少数者の権利の保護
- 憲法的救済に関する権利 [24c]

5.03 欧州ワールドオンライン(2009 年 2 月 19 日更新)には、インド憲法は軟性憲法であり、過去に数回、改正されたという報告がある。[1](改正)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

6 政治システム

6.01 外務英連邦省 (FCO) のインドカントリープロフィール (2008 年 11 月 27 日更新) には、次のような記載がある。「インド憲法には、中央および州の両方に議会制度と内閣政府を置くと規定されている」。^[7b]

6.02 2009 年 2 月 25 日に発表された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版 (USSD2008 年) には、次のような記録がある。

「憲法は市民に対し、自己の政府を平和的に変更する権利を与えており、市民は普通選挙権に基づいて定期的、自由、かつ公正な選挙を通じて、この権利を実際に行使した。インドは、多数政党で選ばれた代表者から成る民主的議会政府制度を持っている。政府は、2004 年 4 月および 5 月の自由かつ公正な全国国会選挙の結果、政権が交代した。議会の任期は、新選挙実施のため任期前に解散されない限り 5 年とされている。ただし、憲法上定められている緊急事態の場合を除く」。^[2e] (第 3 節)

6.03 ヨーロッパワールドオンライン (2009 年 3 月 5 日アクセス) には、次のような記載がある。

「連合議会は、大統領と 2 つの議院 - インド上院議会 (Rajya Sabha) および下院議会 (Lok Sabha) - から構成されている。上院議会の議員定数は 245 人であり、そのうち数名を大統領が任命する。議員の 3 分の 1 は 2 年おきに改選される。選挙は直接選挙であり、法律による強制的クォータ制による各州の割り当て部分は州議会の議員が選挙する。下院議会の議員定数は 550 人までとし、成年の有権者によって選挙される。ただし、連邦直轄地および国家首都圏は 20 パーセントを超えてはならない。2 名の議員が、アングロインド人のコミュニティを代表するものとして大統領によって任命される」。^[1] (政府)

6.04 同一の情報源には、次のような記載がある。

「大統領は、閣僚評議会の助言に基づき執行権限を行使する連合の長であり、国会に対して責任を負う。大統領は、国会の両議院および州立法府の選挙された議員から構成される選挙人団によって選ばれる。大統領の任期は 5 年で、再選可能である。大統領は憲法違反を理由に弾劾されることがある。副大統領は、上院議会の職権議長であり、両院総議会により選出される」。^[1] (政府)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

6.05 USSD2008 には、「中央政府は、法律と命令を維持する第 1 次的責任を負う 28 の州と 7 つの連邦直轄地のために指導・援助を行う。内務省は、準軍事的な組織部隊、国内情報局、および全国的警察組織を統制し、州が組織する警察部隊幹部に対する訓練を実施する」と記載されている。[2e] (第 1d 節)

6.06 ヨーロッパワールドオンラインは、次のように報告している。

「パンチャヤット制とは、連合と州政府の権限を分散化することを目的としている。この制度は村評議会 (パンチャヤット) および村落議会 (グラムサブハ) に基礎を置き、州から地方の当局に州政府の権限を漸次的に委譲しようとするものである。歳入および内部治安については現在でも州の責任となっている。1992 年後半に承認された第 72 回改正により、パンチャヤットの直接選挙が定められ、その構成員の任期は 5 年となった」[1] (パンチャヤット制)

6.07 FC0 のインドカントリープロフィール (2008 年 11 月 27 日更新) には、次のような記載がある。「インド人民党 (BJP) および国民会議派は現在のインド政治情勢において 2 つの主要な勢力であるが、そのいずれも国会の過半数を確保していない。権力の均衡は、地方政党やその他の政党の緩やかな結集によって維持されるのである」。[7b]

6.08 英連邦事務局のインドカントリープロフィール (2008 年 7 月 1 日アクセス) のインド憲法の節には、次のような記載がある。

「各州には、自己の立法府 (通常は 1 院制)、特別地域首相 (大統領が 5 年を任期として任命する)、および特別地域首相を長とする閣僚評議会が設置される。連合および州の権限を地方政府に委譲しようという傾向がある。…法の制定責任の所在については、次の 3 つのリストに規定されている。連合リスト (国の立法)、州リスト、および競合リスト (国又は州の立法)。州の立法府は教育、医療、税金、公共の秩序、土地および森林等の事項について自己の法律を制定することができる。憲法改正には両院の可決が必要であり、州の立法府の過半数によって批准される。大統領が緊急事態を宣言した場合、連邦政府は州に対する暫定的・財政的コントロールを及ぼし、大統領は知事に代わり統治することができる。大統領は、連邦直轄地を統治する長官を任命する。1950 年憲法は数多くの個人の自由を規定し、カーストに基づく差別を撤廃した」。[56]

[目次に戻る](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

情報提供者のリストへ進む

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。
直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

人権

4. 序論

7.01 2009 年 2 月 25 日に発表された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版 (USSD2008 年) には、次のような記録がある。

「政府は、一般に市民の人権を尊重している。しかしながら、深刻な問題が未だに存在している。主要な問題には、被拘禁者の超法規的殺害、失踪、警察その他の治安部隊による拷問およびレイプが含まれている。犯罪者に対する個人的な虐待や法的処罰に対する調査が行われたが、虐待の大半については刑事免責のため刑事責任を問われないことになっている。刑務所の状態は劣悪で、審理前および審理手続き中に長期間拘禁されているという事実が重要な問題となっている。政府高官は行き過ぎた力の行使を正当化するために反テロリズム特別法を適用した。政府および警察のすべての段階に汚職が存在した。政府は、訪印した専門家や学者の移動および活動を制限した。重大な問題としては、NGO の設立および活動に対する制限がある。宗教的少数者に対する攻撃の増加、反宗教的な改宗法の発布等が懸念される。カースト制度に基づいた差別に関連する暴力も発生した。ドメスティック・バイオレンス、児童結婚、結婚持参金に関係して発生した死亡、名誉犯罪、女兒殺人・墮胎も深刻な問題となっている。人身売買、年季奉公、強制労働、および児童労働も問題となっている」。

[2e] (序論)

7.02 同一のレポートには、さらに次のような記載がある。「北東部カシミールの分離主義者のゲリラやテロリスト、そしてナクサライト武装グループが、陸軍兵士、警察、政府高官、判事、および民間人を殺害するといった多数の重大な虐待行為を行った。拷問、レイプ、打ち首、誘拐、およびゆすりを行う反乱者がおり、これらの行為は広範囲にわたって実行されている。しかしながら、その事件数は前年度と比較して減少した」。

[2e] (序論)

7.03 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) のワールドレポート 2009 年度版 (インド) には、次のような記載がある。「市民の表現の自由、平和的に抗議する自由、および結社の自由を尊重すると約束したにもかかわらず、インド政府は、…の権利の保護に必要な多くの法律および政策を実施する意思や能力もなく、」。また、治安維持を担う高官やメンバーへの刑事免責を決定的な問題として重要視している。HRW はまた、子供、女性、宗教的少数者、およびダリットのような弱い立場にあるコミュニティの権利を保護する政策をインドが実施しなかったことを、他の主要な人権懸念事項として指摘してい

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

る。[26b]

7.04 FC0 は、インドカントリープロフィール(2008 年 11 月 27 日更新)において、次のように述べている。

「…インドは、拷問等禁止条約(調印のみ)を除く主要な国際条約・協定に調印、批准している。多数の地域において進展がみられるものの、州ごとに実施内容が異なり、人権問題の認識も一貫していない。その結果、女性、児童、少数者、指定カースト、および指定種族の権利がしばしば侵害されている。社会的、経済的に不利な立場にある集団が特に侵害を受けやすい」。[7b]

国連条約

7.05 数多くの国連条約に関するインドの立場を以下にリストアップする。なお、これらは国連人権高等弁務官事務所のウェブサイト(2008 年 6 月 12 日)から得たものである。

- 拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(調印のみ)
- 失踪者の保護に関する条約(調印のみ)
- 女性差別撤廃条約(批准済み)
- 人種差別撤廃条約(批准済み)
- 障害者権利条約(批准済み)
- 児童の権利に関する条約(承認済み)

[108a(児童の権利に関する条約を除く)および 108b]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

8 治安状況

- 8.01 インドの最新の治安状況については、ジェーン・セキュリティ・センチネルの評価(2009 年 4 月 29 日付)に次のような記載がある。

「インドは広範囲の反乱者やテロリストによる重大な挑戦を受けているが、規模と年齢別人口動勢を考慮すると、比較的限定されていると言える。民主主義的手段、および治安部隊の周到な配置を通じて、インドは、分離主義者やテロリストグループが国の統合性又は長期的な社会安定性に対し重大な脅威になることを何とか阻止している。当局は一般的に、エネルギー、誘引、および支援の糧道を断つこと、さらにはライバル組織を支援することにより、活動的で爆発寸前の分離主義者運動の取締りに一貫した戦略を実践してきた。

「それにもかかわらず、多くの紛争が未解決のままとなっており、これらのグループが個々の目的を促進しようと結束する傾向が強まっている感もある。また、人口がさらに増加し続ければ、資源、インフラのほか、社会福祉や雇用を提供するという政府の能力に別の圧力が加わることになり、これらの問題を原因として、主流から疎外された者らが分離主義者やテロリストグループを支援することにつながる。政府が精力的かつ強い意思を持ってこれらの問題に取り組むことに着手しなければ、このようなグループに対し時間、エネルギー、そして資源を費やし続けなければならないことになる。

「2008 年および 2009 年に壊滅的なテロリスト攻撃が多数発生したため、政府は、反テロリストの姿勢を強化し、国家調査機関法(2008 年不法活動(防止)法(UAPA)改正法(2008 年)を導入した。これらの法律に基づいて、ファーストトラック方式の法廷、厳格保釈条項、および起訴前の法的拘禁期間の延長(90 日から 180 日)が可能となった。また、新しい内容の沿岸に対する制海権を持つ沿岸警備隊の創設、エリート国家治安警備隊(NSG)の創設、および 20 ヶ所の反テロリズム訓練学校の設置が決まった)[58e]

第 11 節：非政府武装グループによる虐待、および第 16 節：武装反対グループを参照

インドの治安状況に関する最新の情報は、下記の情報源から得ることができる。

南アジア・テロリズム・ポータル：<http://www.satp.org/>

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

ロイター : <http://www.alertnet.org/db/cp/india.htm>

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。
直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

9 治安部隊

警察

- 9.01 ジェーン・センチネルのインド治安リスク評価、治安・外国部隊、警察 (2008 年 8 月 8 日更新) には、下記のような記載がある。

「法律および命令は、主として州の管轄事項であり、個別の州は自己の警察部隊の責任を負うが、警察部隊の給与は低く、装備も貧弱である。全国的な警察部隊は存在せず、州警察では一般に汚職が横行し、無能である。多くの農村部では、地方の地主の権限が拡大されており、カースト制度による迫害に協力しているケースもある。都市部では、縁故関係にある高官又はその親戚や同僚による犯罪行為を起訴するということは困難で、ギャングと協力しているケースさえある。軽微な汚職が蔓延し、警察を尊敬する市民は少ない。

「各州は、州独自の武装警察部隊 (国内総計 400,000 人) を有している。これは主として自己の州における任務に従事するものであるが、緊急事態を受けて別の州に移動することも可能である。さらに、中央警察予備隊 (CRPF) [合計 180,000 人] が国内の治安任務に従事し、全国的に配置される」。[58a]

- 9.02 2009 年 2 月 25 日に発表された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版 (USSD2008 年) には、次のような記録がある。

「中央政府は、法律と命令を維持する第 1 次的責任を負う 28 の州と 7 つの連邦直轄地のために指導・援助を行う。内務省は、準軍事的な組織部隊、国内情報局、および全国的警察組織を統制し、州が組織する警察部隊幹部に対する訓練を実施する。

「警察部隊の汚職は広範囲にわたり行われており、多くの政府高官がこの事実を認めている。あらゆるレベルの公務員が刑事免責を与えられて行動し、違法行為で責任を問われることは稀である。公務員が犯罪で有罪判決を受けた場合、その処罰はしばしば配置転換という形でなされる。人権活動家および NGO は、警察サービスを受けるためには、しばしば賄賂が必要であると報告している」。[2e] (第 1d 節)

第 19 節：汚職を参照。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

中央警察予備隊 (CRPF)

9.03 ジェーン・センチネルのインド治安リスク評価には、下記のような記載がある。「総計 180,000 名を擁する 191 の大隊から構成される CRPF が存在し…191 のうち 173 が「行政官」であり、非専門家である。この部隊の主な任務は、次のとおりである。

- 国内の治安維持において州を支援すること
- 選挙の監視
- 国際的な平和維持軍への参加（スリランカ、ハイチ、ナミビア、コソボ、およびソマリアを含む）
- 環境保護（CRPF では「グリーン部隊」という）
- 救助・救済活動」[58b]（治安・外国部隊、中央警察予備隊、2008 年 8 月 8 日）

9.04 ジェーン・センチネルには、さらに次のような記載がある。「部隊が過度に急速に拡大したこと、訓練が不十分であること、設備が貧弱であり、また装備が標準以下であったため、実地での効果は不規則なものとなっている」。[58b]（治安・外国部隊、中央警察予備隊、2008 年 8 月 8 日）

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

逮捕・拘禁の濫用

9.05 前線（Front Line）の 2007 年 7 月 27 日付の報告には、次のような記載がある。「…は、チャッティースガル州で 2007 年 7 月 17 日になされたサブシュ・マハパトラの逮捕の報告とその後の彼に対する司法手続きに懸念している。サブシュ・マハパトラは、チャッティースガル州ライプルに本拠地を置く人権監視組織である「事実の記録および弁護のためのフォーラム」（FFDA）の所長である」。[19a]

9.06 USSD レポート 2008 年度版には、次のように記載されている。

「実際、警察は日常的に、外部との連絡を絶ったまま濫用的な逮捕を行い、特に貧困者を狙って、被拘禁者と弁護士の接見、および治療を拒否することにより、自白を引き出そうとした。低カーストの者は、他の者よりも違法に拘禁される可能性が高かった。政府は、治安部隊の隊員を起訴することを避けるため、処罰の代わりに被害者の

この COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

家族に対して補償を提供した模様である。軍事裁判制度に不信の念を抱いている被害者又はその家族は、民事裁判所に事件を移送する申し立てを行った。なお、NHRC は、軍事裁判を含むいかなる裁判所に対しても、管轄権を有さない」。^[2e] (第 1d 節)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

拷問

9.07 USSD レポート 2008 年度版には、次のような記載がある。「拷問は法律によって禁止されており、裁判所は原則として、強制的に引き出された自白を採用することはできない。しかしながら、当局が、処罰の一環として、恐喝のほか、自白を得るための手段として拷問を行ったという申し立てがある。これらの自白が後に、死刑のための補強証拠として利用されたという事例もある」。^[2e] (第 1c 節)

9.08 フリーダムハウスの世界の自由-インド (2008 年度版) には、次のような記載がある。「警察は、自白又は賄賂を得るために容疑者を拷問したり、その他の虐待を行ったりすることがある。女性の被拘禁者が拘留中にレイプされていることが依然として問題である。通常の囚人（特には少数者や低カーストのメンバー）への日常的な虐待も同様である」。^[43a]

9.09 USSD レポート 2008 年度版は、さらに以下のように記載している。「アジア人権センター (ACHR) は、拘禁中の死亡が重大な問題であると主張しており、2002 年以降、刑務所内又は警察による拘留で 7,468 人が死亡したと報告した」。

9.10 同一の情報源は、次のように付け加えている。

NGO は、タミル・ナードゥ州では拘禁中の拷問が頻繁に行なわれていると主張しており、また、信頼できる情報源は、パンジャブ州、アーンドラ・プラデーシュ州、およびチャッティースガル州の警察署において、必要な証言を得るために拷問が使用されたと主張している。AHRC は、警察は犯罪捜査の手段としてケーララ州において拷問および暴行を行ったと主張している。AHRC によれば、グジャラート尋問センターもまた尋問の一部として拷問を使用した」。^[2e] (第 1c 節)

9.11 AHRC はそのレポート (2008 年にインドで起きた拷問：拒絶の国家。2008 年 6 月 25

この COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

日発表)の中で次のように述べている。「2002 年から 2007 年の間に、平均で 1 年間に 1,494 人、1 日に約 4 人、総計で 7,468 人が刑務所内又は警察での拘留中に死亡又は殺害された。これと同数の人間が、反乱軍の影響を受けた地域において、陸軍、中央武装隊および州の準軍事的な部隊による拘禁で殺害された。これらの死亡者の多くが拷問の結果、死亡している」。

[18c]

9.12 このレポートは、次のように続けている。

「武力紛争が発生していない地域においてさえも拷問の広範囲な使用が慣例化している。刑事免責制度が広く普及していることが、その唯一かつ最も重要な要因である。2004 年には 4 人の警察官、2005 年には 3 人の警察官が、拘禁中の死亡に関し有罪判決を受けた。…インドは 1997 年に拷問禁止条約に調印したが、未だ批准はしていない。インドは、1993 年以降長期にわたり、拷問に関する国連特別委員会への招待を拒絶し続けたという、心もとない記録を保持している」。

[18c]

下記の刑事免責に関する号も参照

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

超法規的殺害

9.13 USSD レポート 2008 年度版は、以下のように記載している。

「政府およびその機関が、容疑者や反乱者の超法規的殺害を含む濫用的又は違法な殺人行為を実行したという信憑性のある報告がある。北東部、特にアッサム州とマニプル州では殺害に遭遇する比率が高い。この情報源はさらに、ジャンムー・カシミール州、マハラシュトラ州、およびチャッティースガル州での殺害についても報告している。拘禁中の殺害も深刻な問題となっており、当局はしばしば起訴を遅らせた」。

[2c] (第 1a 節)

9.14 パントニック・ウィークリー紙は、2008 年 4 月 25 日に以下のような報道をしている。

「インドの司法長官は、インドの治安部隊が刑事免責の下で人権侵害を遂行してきたという、ジュネーブの国連会議で繰り返しなされた申立てに対し、そうした申立ては「全般的外れだ」として、怒りをあらわにした。数多くの国家により取り上げられる

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

一連の重大な人権問題が存在する。こうした国家は、インド使節団が、弱い立場に置かれた人々を保護する憲法的、法的保護措置を捻じ曲げて主張することで、インドのおぞましい人権記録を隠そうとする恥知らずの試みとほとんどのオブザーバーが見る方法で答えざるを得ないのを見てきたのである [原文ママ]。パンジャブ州のシーク教徒に対する虐待（主としては、組織的な超法規的殺害と秘密裏で行なわれる火葬）に関し、ヒューマン・ライツ・ウォッチの公式具申書は、犯人に対する処罰を求め、警察を刑事免責について非難した」.[22a]

刑事免責

- 9.15 ヒューマン・ライツ・ウォッチのレポート、「インドの網羅的定期的レビュー」（2008 年 4 月 10 日付）には、次のような記載がある。

「人権を保護する法律が存在するにもかかわらず、インドは、特にダリットのような疎外されたコミュニティ、種族グループ、宗教的少数者、女性および子供を保護するための法律・方針を適切に実施することを怠った。誠実な政治的意思が欠如しているために人権を確証する法律を実施することを怠ったばかりではなく、インドは、人権侵害者が起訴されないようにこれらの者を匿う他の法律を維持しているのである。刑事免責はインドの最も重要な問題である。治安部隊が実行する重大犯罪が捜査、起訴の対象となることは稀である」.[26c]

- 9.16 このレポートは続けて、以下のように報告している。

「政府が政府高官や軍隊を訴追することに躊躇しているため、刑事免責が発生する。…警察や準軍事部隊は刑事訴訟法第 197 条により保護されている。この規定は、いかなる裁判所も、公務員（陸軍のメンバーを含む）による犯罪については、当該公務員の職務遂行中になされた場合、連邦政府の明示された許可がなければ審議されない、としている。捜査の結果、人権侵害の強力な証拠が存在しても、起訴の許可が認められることは稀である。…警察や陸軍に対してこのような刑事免責が与えられているため、超法規的殺害のような虐待が、反乱軍掃討作戦のみならず、法律・命令の正規の実施においてさえも行われている」.[26c]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

陸軍

9.17 インドに関する米国背景ノート(2009 年 1 月更新)には、次のような記載がある。「インド陸軍の最高司令権はインド大統領に与えられる。インドの防衛および陸軍全体に関する方針は、内閣により公式化され、確定される」。^[2a](防衛)

9.18 CIA ワールド・ファクトブック(2009 年 2 月 5 日更新)は、次のように報告している。軍隊は陸軍、海軍(海軍航空隊を含む)、空軍(ブハラチヤバユセナ)、沿岸警備隊から構成される。^[35]

9.19 ジェーンのカントリーリスク評価(インド)には、次のような記載がある。

「…インド陸軍は 1,100,000 人を要する世界第 3 位の規模の軍隊である。元正規の兵士であった第一線の予備兵(予備兵として 5 年間の兵役義務がある)のほか、50 歳まで兵役義務がある 500,000 人がいる。国防軍は 40,000 人の第一線および 160,000 人の第二線軍隊を擁する。これには 7000 人、および 1200 人の海兵隊が含まれている。…陸軍の主な役割は外部の脅威から国土を守ることであるが、インドの 16,500 キロメートルの国境の約半分は中国、パキスタン、およびバングラデシュと紛争となっているため、その任務は重大である」。^[58c]

目次に戻る
情報提供者のリストへ進む

濫用的逮捕・拘禁

(インド国内に存在する複数の陸軍に適用される法律に関する情報については、第 12 節の 陸軍特別権限法を参照)

9.20 フリーダムハウスの世界の自由-インド(2008 年度版)には、次のような記載がある。

「警察、陸軍、および準軍事部隊は、特にカシミール、種族ベルト地帯、および北東部数州における継続的な反乱活動に関連して、失踪、超法規的殺害、レイプ、拷問、濫用的拘禁、および家屋破壊に関与している。…「陸軍特別権限法」(AFSPA)および「不安定な地域に関する法律」が未だに相当数の州において効力を維持しており、陸軍に広範囲な逮捕・拘禁を行う権限が与えられている。2005 年 6 月、政府が任命した再審査委員会が AFSPA は廃止されるべきであるとの勧告を満場一致で可決したが、政

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

府は未だにこの勧告に従っていない。治安部隊は適用範囲の広い「国家安全保障法」および「不法活動防止法」に基づいて容疑者を拘束した。国家安全保障法は、起訴されていない者に対する 1 年以内の拘禁を認めている」。^[43a]

9. 21 フリーダムハウスの世界の自由-インド (2008 年度版) には、次のような記載がある。

「政府および治安部隊は、しばしば裁判所の命令 (拘留の取消命令を含む) を無視している。その他の 2 つの広範囲な成文法である「陸軍特別権限法」と「不安定な地域に関する法律」により、インド軍は逮捕状がなくても家宅捜査や被疑者逮捕、現場での被疑者の射殺、過激派又は武器が蔵匿されていると考えられる建物の破壊が可能である。インド軍による虐待行為に関する刑事免責が当たり前となっているのは、ひとつは特別権限法に基づいてニューデリーには起訴を承認する義務があるからである。しかし、2007 年にはいくつかの起訴がなされた。2007 年 2 月に交戦を装った殺人行為の被害者が発見され、徹底的な捜査の後、18 人以上の警察官が告訴された。これらの警察官には巡査長や元警視が含まれていた。他にも、4 月に、州政府が拘禁中の殺人や交戦を装った死亡を調査するための調査委員会を任命した。しかし、その他の事件の多くについての刑事免責は未だ継続しており、人権団体は、直近の調査において方針が実際に変更されたかどうかについて疑問を提起している。州の人権委員会は、年に何十件もの不服申し立てを調査しており (委員会設置以降に何百件もの申し立てを受理している)、不十分な人員とインフラのために業務が阻害されている。さらに、州の人権委員会は、陸軍又はその他の連邦治安部隊による虐待を直接調査することや、違反を犯したと認められる者に対して訴訟を提起することはできない」。^[43b]

9. 22 2008 年 11 月 20 日付のヒューマン・ライツ・ウォッチレポート (タイトルはインド : 陸軍特別権限法の廃止) には、以下のように記載されている。

「陸軍特別権限法 (AFSPA) は、軍隊による広範な逮捕権限、射殺を行う権利、および反乱軍掃討作戦における土地建物の占拠又は破壊を行う権利を認めている。インド高官は、国家の安全保障が武装した戦闘員により重大な危険に晒されている場合のみ陸軍が配備されるのであるから、軍隊はそのような権限を必要としていると主張している。そのような状況においてのみ使用される特別の措置である。AFSPA は、陸軍が犯した殺人その他の重大な人権侵害行為についての刑事免責を規定しており、ジャンムー・カシミール州および 7 つの北東部の州において数十年間にわたって施行されてきた。…AFSPA の条文には、中央政府の許可がなければ、起訴することができないと規定されている。しかし、このような許可が下りることは稀であり、陸軍には人権侵害

この COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

行為に対する起訴について、事実上の刑事免責が与えられているのである」。

[26c]

上記警察、濫用的逮捕および拘禁に関する号を参照。

[目次に戻る](#)

[情報提供者のリストへ進む](#)

拷問

- 9.23 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) のレポート 2008 年度版には、次のような記載がある。治安部隊は「…濫用的拘禁、拷問、および超法規的殺害を含む[人権]の大規模な侵害を行ってきた。加害者が起訴されることは稀であり、インド政府が、この刑事免責を助長するような制度的欠陥について、認識又は言及したことはない」。
- [26b]

[目次に戻る](#)

[情報提供者のリストへ進む](#)

超法規的殺害

- 9.24 USSD レポート 2008 年度版には、次のような記載がある。「人権団体によれば、ジャンムー・カシミール州の治安部隊は、容疑者のテロリスト、反乱者、およびその支援者を捜査の対象としているが、超法規的殺害や拘禁中の死亡の数に関するデータについて、広く受け入れられたデータは存在しない。マクハンラルカウル司法調査委員会は、ジャンムー・カシミール州の拘禁中の殺害および交戦を調査するものであるが、わずか 5 件の不服申し立てしか受理しなかった。4 月 10 日に 2 ヶ月の期間延長が行われたが、この委員会は調査を完了できなかったとして、さらに延長を申し立てた」。
- [2e] (第 1a 節) ヒューマン・ライツ・ウォッチのワールドレポート 2008 年度版には、次のような報告がある。「2007 年 2 月、ジャンムー・カシミール州で発生した「行方不明者」に対する警察による捜査の結果、人権団体が長い間主張してきた問題が明らかとなった。治安部隊が拘禁中の人間を殺害しているが、彼らは交戦を装い、防衛行為に見せかけて処刑を実施しているのである」。
- [26a]
- 9.25 USSD のカントリーレポート 2008 年度版には、さらに次のような記載がある。「北東部、特にアッサム州、マニプル州において交戦中の殺害の率が高い。このレポートはさらに、ジャンムー・カシミール州、マハラシュトラ州、およびチャッティースガル州での交戦中の殺害についても報告している。拘禁中の死亡は依然として深刻な問題

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

であり、当局が起訴を遅滞していることが頻繁にある」。[2e] (第 1c 節)

9. 26 フリーダムハウスのレポート「世界の自由」(2008 年度版)ーインド・カシミールには、次のような記載がある。

「カシミールを本拠地とするおよそ 600, 000 人のインド治安部隊員が、濫用的逮捕・拘禁、拷問、「失踪」の実行のほか、容疑者とされた過激派や民間の同調者を拘禁中に殺害している。反乱軍掃討作戦の一環として、政府は元過激派から成る準政府軍を組織し、これを武装した。これらのグループのメンバーは刑事免責の下で行動し、親パキスタン過激派や民間人に対する広範囲な人権侵害を行ったという報告がある」。
[43b]

警察、超法規的殺害の号を参照。

その他の政府部隊

準軍隊

9. 27 USSD レポート 2008 年度版には、さらに以下のような記載がある。

「政府機関は、ジャンムー・カシミール州政府に投降した元分離主義者ゲリラの戦闘活動に対し、資金提供と指揮命令を行った。このゲリラは警察の補助部隊の一部として自己の武器を使用した。NGO によれば、これらの部隊は兵士としてのみならず、物資輸送や戦術的支援において児童を利用した。投降したインド東部および中央部のナクサライト(毛沢東主義者の過激派)が、他のナクサライトや毛沢東主義者と関係がある人権活動家を殺害するため、「反人民戦争団体(PWG)の職員」として武器を保有し、警察のために職務を執行したといういくつかの信憑性のある申立てが存在する。警察は、この殺人行為は PWG 内部の不和の結果生じたものとして、この容疑を否定している」。[2e] (第 1a 節)

9. 28 USSD レポートには、さらに次のような記載がある。「人権団体は、ジャンムー・カシミール州および北東部の州では軍事・準軍事的部隊が多数の人間を拘束している、と主張している。人権活動家は、これらの未だ認識されていない多くの囚人は拷問を受けており、殺害されている者もいると主張している」。[2e] (第 1a 節)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

不服申し立ての方法

国家人権委員会

9. 29 国家人権委員会 (NHRC) は「1993 年人権保護法 (2006 年に改正)」に基づいてインド政府が設置したものである。同法は、国家人権委員会の構成を定めている。「人権の更なる保護とそれに関連又は付随する事項の処理を目的として、全州に州人権委員会、および人権裁判所を設置する」。国家人権委員会は、人権侵害行為、又はその教唆もしくは侵害防止に係る過失に関する不服申し立てについて、自発的に、又は被害者もしくはその代理人の申立てに基づいて、調査を開始することができる。同委員会は、調査中に民事手続法に基づいて訴訟を審理する民事裁判権を有する。陸軍のメンバーによる人権侵害行為の取り扱いにあたり、同委員会は中央政府の報告書を求めることができ、報告書の受領後に事件の審理に着手して、政府に対し勧告を行う。中央政府は、3 ヶ月又は同委員会が指定した期間以内に実施された措置について報告しなければならない。同委員会は報告書のほか、勧告内容、実施した措置を公開し、そのコピーを申立人又は代理人に提出しなければならない。州人権委員会が存在する。(国家人権委員会。2008 年 6 月 1 日アクセス) [47a]

9. 30 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

「国内の主な人権組織は、政府が任命した NHRC [国家人権委員会] であった。NHRC は独自に行動し、政府の機関や行動に対し強烈な批判を表明した。それでも、ある人権団体は、NHRC はその組織的、法的弱点…のために阻害されていると主張した。NHRC は申立てを調査する法令上の権限を持たず、また、州政府に対して報告書を提出するよう要請できるのみである。州政府は頻繁にこの要請を無視した。ACHR [アジア人権センター] 等の人権団体は、NHRC はすべての不服申し立てを登録しておらず、不十分な理由で却下して、不服申し立て者を適切に保護せず、事件を徹底的には調査しなかったと主張した。

「NHRC は、軍を相手とする事件を調査することができ、虐待…の被害者に対し補償を勧告することはできるが、命令する権限はない。多くの州がそれぞれの人権委員会を設置しており、人権団体は、州人権委員会の方が NHRC よりも地方警察の影響を受け

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

やすく、公正な判断を下す可能性が低いと主張した」。[2c] (第 4 節)

9. 31 NHRC のウェブサイト (2009 年 3 月 5 日アクセス) には、州人権委員会が以下の州に存在するとして、その州を列挙している。: アーンドラ・プラデーシュ州、アッサム州、ヒマーチャル・プラデーシュ州、ジャンムー・カシミール州、ケーララ州、マディヤ・プラデーシュ州、マハラシュトラ州、マニプル州、オリッサ州、パンジャーブ州、ラージャスターン州、タミル・ナードゥ州、ウッタル・プラデーシュ州、西ベンガル州、チャッティースガル州、カルナータカ州、およびグジャラート州。[47b]

第 18 節：人権機関、組織、人権活動家を参照

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

10 兵役

10.01 少年兵グローバルレポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

「2004 年半ば頃、陸軍兵募集の最少年齢が 16 歳から 17 歳 6 ヶ月に引き上げられた。ただし、陸軍に適用される法律には最少募集年齢を定めた規定はない。その後、2005 年 11 月にインドは選択議定書の批准に係る声明を行ったが、最少募集年齢は 16 歳であるとして、最少年齢の引き上げを反映してはいなかった。しかし、この声明には、兵士が入隊して必須訓練期間を終えても、18 歳に達しなければ戦闘地域に派遣されることはないという政府の立場を繰り返す、明確な声明が含まれていた」。

[78a]

10.02 戦争抵抗者インターナショナル 1998 年に記載されているとおり、良心的兵役拒否に関する明確な法的条項は存在しない。[21]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

11 反政府武装グループによる虐待

第 8 節：2008 年中に発生したテロリスト関連事件の概況を参照

11.01 2008 年に公表されたヒューマン・ライツ・ウォッチのワールドレポート 2008 年度版(インド)には、次のような記載がある。「インドはいくつかの州において、深刻な反乱と武装政治運動に直面している。武装グループは民間人への攻撃、殺人、拷問、およびゆすりを行ってきた」。

11.02 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版(USSD2008 年)には、次のような記載がある。

「政府機関は、ジャンムー・カシミール州政府に投降した元分離主義者ゲリラの戦闘活動に対し、資金提供と指揮命令を行った。このゲリラは警察の補助部隊の一部として自己の武器を使用した。NGO によれば、これらの部隊は兵士としてのみならず、物資輸送や戦術的支援において児童を利用した。投降したインド東部および中央部のナクサライト(毛沢東主義者の過激派)が、他のナクサライトや毛沢東主義者と関係がある人権活動家を殺害するため、「反人民戦争団体(PWG)の職員」として武器を保有し、警察のために職務を執行したといういくつかの信憑性のある申立てが存在する。警察は、この殺人行為は PWG 内部の不和の結果生じたものとして、この容疑を否定している」。

11.03 USSD レポートには、さらに次のような記載がある。「テロリストや反乱グループは、ジャンムー・カシミール州、北東部の数州、そしてナクサライトが拠点とするインド東部の山岳地帯において、ライバル党派、政府治安部隊、政府高官、および民間人を殺害した」。

11.04 USSD レポートは、さらに次のように続けている。

「英国内務省レポートによれば、アーンドラ・プラデーシュ州、ビハール州、チャッティースガル州、ジャールカンド州、オリッサ州、マハラシュトラ州、マディヤ・プラデーシュ州、ウッタル・プラデーシュ州、西ベンガル州の 9 つの州の 76 地区は、ナクサライトの暴力の影響を受けているという」。

さらに詳しい情報については、第 16 節：武装反対グループ、17.01 節：人権機関、

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

組織、人権活動家、別紙 B 政治組織を参照。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

拷問

11.05 2008 年 1 月に公表された HRW レポート 2008 年度版には、次のような記載がある。

「インドの様々な民族的・宗教的アイデンティティの対立が、深く根付いた経済的・社会的不満と相俟って、暴力的な反乱と軍事行動を煽り立てた。過激派も民間人を標的として拷問やゆすりを行ってきた」。^[26b] フリーダムハウスの世界の自由-インド (2008 年度版) には、次のような報告がある。「7 つのインド北東部の州において、自己の民族又は種族グループのためにより広い自治権を認めるか、もしくは完全な独立を求める 40 以上の反乱グループが、治安部隊を攻撃し、種族間で暴力行為を行ってきた。反乱軍は数々の爆発、民間人の殺人、誘拐、およびレイプに関与してきた」。^[43a]

11.06 フリーダムハウスの世界の自由-インドカシミール (2008 年度版) には、次のような記載がある。

「最新鋭の強力な武器で武装し、自爆攻撃部隊の展開に大きく依存して、過激派グループは、パキスタンの支援を受けて、親インド派の政治家、公務員、密告者、ライバル党派のメンバー、兵士、および民間人を殺害し続けた。約 1,400 人の活動的な過激派が誘拐、レイプ、ゆすり、その他の脅迫行為を行っている。1990 年以降、パンディット人、又はカシミールのヒンドゥー教徒を狙った暴力がパターン化しており、数万人のヒンドゥー教徒が当該地域から脱出を余儀なくされた。ジャンムー近郊の難民キャンプには、今も多数の者が居住している。米 국무省によると、パンディット人家族全員が 2007 年の反乱軍の攻撃で死亡したとされている。シーク教徒やグジャールのその他の宗教的、民族的少数者も狙われたり、……された。女性の民間人も、治安部隊と過激派グループの双方からの嫌がらせ、脅迫、および暴力的攻撃 (レイプや殺人を含む) の対象となった」。^[43b]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

この COI レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

12 司法

組織

- 12.01 2009 年 2 月 25 日に発表された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版 (USSD2008 年) には、次のような記載がある。「司法制度は最高裁判所が指揮する。最高裁判所は憲法問題について管轄権を有し、下位に州の高等法院、下級法院、および特別裁判所がある。下級法院は刑事事件と民事事件について審理し、州の高等法院に上訴することができる。大統領が裁判官を任命し、退官年齢は、州の高等法院の場合は 62 歳、最高裁判所の場合が 65 歳となっている」。^[2e] (第 1e 節)

最高裁判所

- 12.02 ヨーロッパワールドオンライン (2008 年 5 月 30 日アクセス) には、次のような記載がある。

「最高裁判所は、大統領が任命した最高裁判所長官および 25 名を超えない裁判官から構成され、連合および州間の紛争について独占的な管轄権を行使する (ただし、加盟州が関与している場合、一定の制限がある)。最高裁判所は、重要な法律問題又は憲法上の解釈問題が含まれていると認められる場合、高等法院の判決、決定、その他の命令について、上級裁判所として管轄権を行使する。最高裁判所は基本権を強制実施し、人権保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状、および事件移送命令を発布することができる。最高裁判所は登録裁判所であり、侮辱罪で処罰する権限がある。

「インドの最高裁判所長官は特定の期間に限って最高裁判所の臨時裁判官として高等法院の裁判官を任命することができること、および退官した裁判官が最高裁判所の審理に出席できることを定めた規定がある。最高裁判所は、大統領が意見を求めた問題について助言する諮問的な権限を有する。その他、最高裁判所には、下級法院が宣告した無罪判決を州の高等法院が破棄し死刑判決を宣告した場合、当該判決に対する上訴の申立てを審理する権限が与えられている。高等法院が適合性証明書を発行した場合も同様である。

「最高裁判所は、最高裁判所が制定した規則に従い、審理に適しているかどうかを

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

高等法院が証明した上訴についても審理する。これ以外についても、国会は、法律に基づいて、最高裁判所に対し上訴する権限を与えることができる。

「裁判官の任期は 65 歳までとされている」[1] (最高裁判所)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

高等法院

12.03 インド最高裁判所のウェブサイトの最高裁判所の管轄というタイトルの節には、次のような記載がある(2008 年 5 月 30 日アクセス)。

「高等法院は、州の司法行政の頂点に位置する。インドには 18 の高等法院があり、複数の州に対して管轄権を行使するものが 3 つある。連邦直轄地デリーのみが単独の高等法院を持っている。他の 6 つの[原文ママ]連邦直轄地は複数の高等法院の管轄に服する。各高等法院は高等法院長官および大統領が適時任命するその他の裁判官から構成されている。…裁判官の任期は 65 歳までとされ、最高裁判所の裁判官と同様の方法で解任することができる。裁判官の任命資格は、インド市民であること、およびインド国内で 10 年以上裁判官の職に就いていたこと、又は 1 の高等法院もしくは 2 以上の高等法院において連続して同様の期間にわたり法廷弁護士を務めた者であること、である。

「各高等法院は、あらゆる者に対し、その管轄の範囲内で指令、命令、又は令状(基本権の強制実施、その他の目的のための人権保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状、および事件移送命令の性質を有するものを含む)を発布する権限がある。各高等法院は、その管轄の範囲内ですべての裁判所に対する監督権限を有する。…[73] (高等法院)

12.04 ヨーロッパワールドオンライン(2008 年 6 月 1 日アクセス)には、次のような記載がある。「高等法院は下級法院の上訴裁判所であり、その決定は上訴が最高裁判所の管轄に属する事件を除き、最終的なものとなる」[1] (高等法院) 下級刑事法院は裁判にかけられた者を審理する権限を有する上級裁判所であり、法律に基づいて処罰することができる。大統領および関連する地方政府は恩赦を行うことができる。(ヨーロッパワールドオンライン(2008 年 6 月 1 日アクセス)[1]下級法院)

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

ファーストトラック方式法廷

12.05 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。「政府は、この年に 1,562 のファーストトラック方式法廷を設置したが、係属中又は解決済みの事件数についての情報は無い」。^[2e] (第 1e 節)

12.06 BBC ニュースは 2007 年 7 月 9 日、次のように報告している。

「ビハール州のファーストトラック方式法廷は、過去 18 ヶ月間にビハール州以外の州の裁判所と比べて多数の犯罪者に有罪判決を宣告してきた。政府は、この州から「最も不法な」害悪…を除去するために迅速審理を開始した。2006 年 1 月から 2007 年 5 月までの間に、合計 11,665 人の犯罪者が迅速審理により有罪判決を受け、刑務所に送られた。2,500 人以上が終身刑の宣告を受け、その他 21 人が死刑判決を受けた。迅速審理に批判的な者は、証拠の質、および裁判事件が通常数年を要する国において、このような短期間に果たして正義が実現されるのかといったことに対し、懸念を表明した。ビハール州において、最も早い判決は事件発生からわずか 13 日で裁判所によって言い渡された。政治家が政策をめぐって迅速審理手続による裁判にかけられたこともある」。^[32q]

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

国民裁判所 (Lok Adalats)

12.07 インド最高裁のウェブサイトの最高裁判所の管轄 (2008 年 5 月 30 日アクセス) には、次のような記載がある。

国民裁判所はボランティアの機関であるが、州法的扶助助言委員会によって監督されている。国民裁判所は、調停を通じて紛争を解決する裁判外紛争解決制度 (ADR) である。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

「1987 年法律サービス庁法」は、法的扶助運動に制定法上の地位を与えるとともに、中央、州、および地区レベルでの法律サービス庁の設置について規定している。これらの庁は独立採算制をとっている。さらに、国民裁判所は現在、インフォーマルな機関であるが、将来は制定法上の地位を与えられる予定である。国民裁判所の裁定は、民事裁判所の判決又は通常裁判所の判決と同一の効力があり、最終的であり、紛争当事者を拘束する。また、この法律は、国民裁判所で裁定された事案に関して、当事者が支払った裁判費用は返還されると規定している」。^[73] (国民裁判所)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

独立

- 12.08 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。「この法律は司法の独立を規定し、政府は一般にこの条項を守っているが、深刻な問題も存在する。ジャンムー・カシミール州では、裁判官が反乱軍やテロリストの脅しや脅迫を受けている」。^[2e] (第 1e 節)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

公正な裁判

- 12.09 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

「法律上の規定では次のようになっている。被拘禁者には逮捕の理由を告げ、弁護人を選任し、かつ拘禁予防法に基づく拘束を除いて逮捕から 24 時間以内に被告を法廷に召喚しなければならず、この時間内に、被告人を更なる捜査のために再拘禁するか、もしくは釈放しなければならない。しかしながら、実務では、数千もの犯罪被疑者が起訴もされずに拘禁され、定員オーバーの刑務所に収監されている」。^[2e] (第 1d 節)

- 12.10 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

[2008]10 月 21 日、最高裁は、中央 POTA 再審査委員会の勧告に従い、2002 年にゴドラ (グジャラート州) で発生した列車火災事故に関して、POTA に基づいて起訴された

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

134 人を刑法に基づいて起訴することを命じた。最高裁は、中央 POTA 再審査委員会が決定した場合には、各州で POTA に基づき起訴された者が保釈措置を受けられるよう命じた。しかしながら、本年度末日現在、この命令に従っていない州政府が存在する。

「2003 年、最高裁はゴドラ列車火災事件を含む 9 つの重要な事件の判決を延期し、グジャラート州外に事件を転送することを検討した。3 月、最高裁はこれらの事件を再調査するために特別調査チーム(SIT)を発足させた。SIT は 5 月に作業を開始し、11 月にはこの列車火災に関して、2002 年以降に発生した 3 つの事件と関係があると認められる 11 名の容疑者を逮捕した。この列車火災事件は、138 人が死亡した人種・宗教間暴動に発展している。逮捕された者のうち、3 名がインド人民党(BJP)および世界ヒन्दゥー評議会(VHP)の地方リーダーであった」。[2e]

第 20 節：グジャラートの暴動 2002 年を参照

12.11 2005 年 3 月 31 日、カナダの移民難民委員会は、以下の通信文を引用した。「インドのカナダ高等弁務官事務所の高官は、2005 年 3 月 23 日付の通信文において、一般にインドでの裁判手続と審理は、民事刑事を問わず、密室で行われていないこと、審理の日付と場所は一般に秘密事項ではなく、警察官は当該情報にアクセスすることができると述べている」。[97d]

12.12 2003 年 1 月 14 日付のザ・ヒन्दゥーの記事には、次のような報告がある。法律サービス庁法が 1987 年に発布され、2002 年に改正された。2002 年は、国と州の法律サービス庁が社会的弱者のために無料かつ効果的な法律サービスを提供するために設立された年である。このことは、同法が対象とする者は法律相談料、弁護士費用、裁定を受ける費用が無料であることを意味する。この賞賛すべき目的にもかかわらず、同法のいくつかの規定は、正義の実現をインフォーマルかつ略式の手続きに移行させることを求めるものであるという批判が弁護士からなされた。案件が山積みとなっている理由としては、劣悪なインフラ、欠員充足における著しい遅滞、弁護士の数が制限されており資格を得ることが困難であること、およびインドにおける国民 1 人当たりの裁判官の数が極端に低いことが挙げられる。[60a]

12.13 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。「様々な少数宗教コミュニティのために異なる個人身分法が存在しており、法的制度の内容は婚姻、離婚、養子、および相続の分野で、宗教ごとに適用する法律を認めるものとなっている。イスラムの個人身分法は、家族法や相続法等の多数の非刑事的分野に適用される」。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

[2c] (第 12e 節)

12.14 USSD レポート 2008 年度版には、さらに以下のように記載されている。

「テロリスト・妨害活動(TADA)法は 1995 年に廃止されたが、同法に基づいて開始された事件については法的保護が脆弱であった。例えば、弁護人は検察側の証人と接見することは許されておらず、強迫により引き出された自白も証拠として採用することができたのである。[2008 年]4 月 30 日、内務省の報告書には、142 名が TADA に基づいて拘禁されたとの記載がある。10 月 6 日、パンジャブ州ジャーランダル（注 1）の TADA 裁判所は、刑法および TADA 法に基づいて 18 年前に提起された事件について、元過激派のモヒンダー・シン・チツに無罪判決を言い渡した」。[2c] (第 1d 節)

法的扶助の提供

12.15 インド最高裁のウェブサイトの最高裁判所の管轄(2008 年 5 月 30 日アクセス)には、次のような記載がある。

「社会の貧困層に属する者(年収 18,000 ルピー未満)、又は指定カースト若しくは指定種族に属する者、自然災害の被害者、女性又は子供若しくは精神障害者その他の障害者、産業労働者、自宅軟禁者の場合、最高裁判所の法的扶助委員会から無料の法的扶助を受けることができる。同委員会による扶助には、事件での準備と主張のために弁護士を紹介することに加え、訴状および関連書類の作成費用の負担が含まれる。同委員会を通じて法的扶助を得ることを希望する者は、書記官に申請して、自己の事件に関する必要書類の全部を提出しなければならない。同委員会は、申請人の資格審査をした後に、必要な法的扶助を与える。

「中間所得層に属する者(年間に 18,000 ルピー以上、120,000 ルピー未満の所得)は、最高裁の中間所得層協会から法的扶助を得る資格があるが、金額は僅かである。[73] (法的扶助条項)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

刑法

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報(2009 年 5 月 12 日まで)については、最新ニュースの節でご覧になれます。

12.16 インド刑法(1860 年)は、ジャンムー・カシミール州を除き、インド全土に適用される。(ネット・ローマン。2008 年 6 月 1 日)[74]

12.17 Country data.com(1995 年 9 月掲載)には、以下のような記載がある。

「犯罪防止と処罰に関する現行法は 2 つの主要な法律から構成されている。1 つはインド刑法[1860 年]で、もう一つは 1973 年刑事訴訟法である。これらの法律は州の法律に優先し、州はこれを変更又は修正することはできない。州政府と中央政府の両方が制定した特別法は、密輸、武器・爆弾の違法な使用、および汚職等の行為について刑事責任を問うことができる。しかしながら、すべての法律は、憲法に服するものとされる。

「インドの刑法は 1862 年に施行された。その後、改正され、1993 年まで存続した。英国の刑法に基づいており、犯罪構成要件と刑を規定し、外国人居住者および国民に適用される。また、インド国民が国外で実行した犯罪行為についても適用される」.[79]

12.18 上記レポートには、さらに次のような記載がある。

「刑法は犯罪を以下の範疇に分類している。国家に対する犯罪、軍隊に対する犯罪、公共の秩序に対する犯罪、人身に対する犯罪、財産に対する犯罪; 選挙に関する犯罪、宗教に関する犯罪、婚姻に関する犯罪、健康・安全・猥褻・道徳に関する犯罪。米国で法的に使用されている重罪と軽罪の区別に準じて、認知犯罪[より重大な犯罪]と非認知犯罪に分類されている。刑の種類には、罰金、財産の没収、禁固、懲役、終身刑、死刑がある。個人が罰金を払うことができない場合、拘禁され、稀ではあるが、厳格な拘禁刑の執行中に 3 ヶ月以内の独房監禁がなされることがある。[79]

刑事訴訟法

12.19 USSD カントリーレポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

「刑事訴訟法には、公務上の秘密に関係する手続、国家の安全に害を及ぼす事項が開示される恐れのある裁判、又は特別安全法の規定に基づく場合を除き、審理は公開法廷で行うと規定している。被告人は無罪の推定を受け、弁護人を選任することができる。刑の宣告は公開で行い、一部を除き、司法制度内で上訴を行う手段が与えられる。国は貧困者に対し、無償で弁護人を提供する。民事・刑事事件において、一部を除き、

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

政府が保有する関連証拠を入手することが法律で認められている。しかしながら、政府は、情報提供を拒絶する権利を有し、機密を要するケースではその提供を拒絶してきた。[2e]（第 1e 節）

12.20 1973 年刑事訴訟法は、ジャンムー・カシミール州を除き、インド全土に適用される（資産回復。2008 年 6 月 1 日アクセス）[75]

12.21 2006 年 1 月 12 日付のカナダ移民難民委員会による情報請求の回答として、ニューデリーの弁護士でパンジャブ州を本拠地とする国際人権組織ボイス・フォー・フリーダム・アジア(VFF)の所長は、インドの犯罪は「認知犯罪」と「非認知犯罪」に分類され、「認知犯罪」はより重大な犯罪を指すとしている。

「警察は、非認知犯罪の容疑者については、裁判所が発布した逮捕状を取得する必要があるが、認知犯罪の容疑者についてはその必要はない。つまり、認知犯罪とは、警察官がファーストスケジュール又は現行のその他の法律に従い、逮捕状がなくても逮捕することができる犯罪ということになり、「認知事件」とはそのような状況の事件をいう。「非認知犯罪」とは、逮捕状がなければ警察官が逮捕する権限がない犯罪であり、「非認知事件」とはそのような状況の事件を言う。ニューデリーに本拠を置く弁護士は、逮捕状なく逮捕された者は、逮捕から 24 時間以内に裁判所に出頭させなければならないと述べている」。[97f]

12.22 上記の回答において、刑事訴訟法に基づいて裁判所が発布した逮捕状は書面で作成し、裁判所の裁判長が署名した上、裁判所の印鑑が押印されていなければならないと記載されている。[97f]

目次に戻る
情報提供者のリストへ進む

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報（2009 年 5 月 12 日まで）については、最新ニュースの節でご覧になれます。

13 逮捕および拘禁－法的権利

13.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実態に関するカントリーレポート 2008 年度版 (USSD2008 年) には、次のような記載がある。

「法律上の規定では次のようになっている。被拘禁者には逮捕の理由を告げ、弁護人を選任し、かつ拘禁予防法に基づく拘束を除いて逮捕から 24 時間以内に被告を法廷に召喚しなければならない。この時間内に、被告人を更なる捜査のために再拘禁するか、もしくは釈放しなければならない。しかしながら、実務では、数千もの犯罪被疑者が起訴もされずに拘禁され、定員オーバーの刑務所に収監されている」。^[2e] (第 1d 節、逮捕および拘禁)

13.02 上記レポートには、さらに次のような記載がある。「法律は、被逮捕者に、保釈金を支払うことにより釈放される権利、および直ちに弁護士に面会することができる権利を与えている。しかしながら、特別安全法に基づいて逮捕された者はこのいずれの権利も無視されることがある。保釈請求については、警察が逮捕から 60 日から 90 日以内に起訴しない場合には、裁判所が保釈請求を認めなくてはならないことになっている。大抵の事件では、保釈金額は 485 ルピー (およそ 11 ドル) から 198,000 ルピー (4,500 ドル) の間で設定される」。^[2e] (第 1d 節逮捕および拘禁)

13.03 上記レポートは、さらに次のように続けている。「法律の規定の上では、被拘禁者には弁護士が与えられ、また、家族と面会することが許されている。しかしながら、そのようなことが行われることは実務上、稀である」。^[2e] (第 1d 節逮捕および拘禁)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

陸軍特別権限法 (AFSPA)

13.04 アジア人権センターが公表している 2008 年インド人権レポートのマニプル州に関する章の概要には、次のような記載がある。「中央政府は、1958 年陸軍特別権限法の見直しを求める委員会の勧告を実施することができなかった」。^[22b] (マニプル)

13.05 2007 年 11 月 20 日付のヒューマン・ライツ・ウォッチの文書 (「インド：陸軍特別権限法の廃止」) には、次のような記載がある。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

「インド政府は陸軍特別権限法を廃止すべきである。この法律のため、軍隊の人権侵害の責任を追及することが妨げられているからである」。ヒューマン・ライツ・ウォッチの南アジア担当主席研究者は、次のように述べている。「陸軍特別権限法のため、インドの軍隊が殺人を犯しても罪に問われないようになっている。インド政府は、人権侵害に対しては厳罰を以って臨んでいると主張しているが、この法律は迫害や処罰から軍隊を守っているのである」。^[26c]

(ジャンムー・カシミール州での AFPSA の影響については、下記 13.08 を参照)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

国家安全法

13.06 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

「国家安全法 (NSA) は、ジャンムー・カシミール州を除くインド国内で、警察が危険人物であると思われる者を 1 年間、起訴することもなく又は裁判にかけることもなく拘禁することを認めている。州政府は拘禁命令を確認しなければならず、その後、逮捕から 7 週間以内に 3 人の高等法院裁判官から構成される諮問委員会の再審査を受ける。家族および弁護士は NSA による被拘禁者に接見することが許されており、被拘禁者に対しては 5 日以内 (特別の事情がある場合は 10 日から 15 日となる) に拘留の理由が告知されなければならない。

「NSA により、当局は諮問委員会による簡略な再審査のみで予防的拘禁命令を発することができ、また、どの裁判所もそうした決定を覆すことはないことに人権団体は懸念を表明している」。^[2e] (第 1d 節)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

テロリズム防止法/不法活動防止法

13.07 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

「2004 年、政府はテロリズム防止法 (POTA) を廃止し、不法活動防止法 (UAPA) に差し替えた。改正 UAPA は広範囲な人権保護を与えている。例えば、強制による自白は裁判所において証拠として採用することはできない。

南アジア人権文書センター (SAHRDC) は、以下のような報告をしている。「1,000 人以上の者が POTA に基づいて拘禁されており、POTA に基づいて開始された事件の司法裁判が係属中である。12 月、連邦首相カピル・シバルは、90 から 100 件の POTA 事件が存在していると発表した」。^[2e] (第 1d 節)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

ジャンムー・カシミール州

AFPSA

13.08 USSD レポート 2008 年度版には、以下のような記載がある。

「ジャンムー・カシミール州 1990 年陸軍特別権限法 (AFSPA) に関する懸念が提起された。同法は、「中央政府の承認がなければ、いかなる者に対しても起訴、裁判、その他の法的手続きを開始してはならないと規定している。同法は、暴力的な分離主義者を隠匿し又は武器を所持しているという容疑で、治安部隊が容疑者を射殺し、構造物を破壊することを認めている。人権団体は、この条項に基づいて治安部隊には刑事免責が与えられていると主張している」。^[2e] (第 1g)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)

公共安全法

13.09 逮捕・拘禁を規制する特別法である公共安全法 (PSA) は、ジャンムー・カシミール州のみに適用され、「最大 2 年間、告訴もなく、司法的審査を得ずに、個人を拘禁することを州当局に」認めている。この期間、被拘禁者は家族や弁護士と接見することはできない。ジャンムー・カシミール州の警察署長によれば、当局は PSA に基づいて 2005

この C01 レポートには、2009 年 3 月 17 日現在の最新かつ一般に入手可能な情報が含まれています。直近の出来事やレポートに関する簡潔な情報 (2009 年 5 月 12 日まで) については、最新ニュースの節でご覧になれます。

年に 473 人、2006 年に 420 人を逮捕したとされる。ACHR によれば、PSA に基づいて 140 人の外国人がジャンムー・カシミール州の刑務所に収監されているという」。(USSA カントリーレポート 2007 年度版) [2c] (第 1d 節)

[目次に戻る](#)
[情報提供者のリストへ進む](#)